

## 勸 告

本委員会は、本県の給与構造の改革に関する検討の結果、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛知県条例第63号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年愛知県条例第58号）を改正することを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表

現行の給料表を人事院が給与構造の改革のために勧告した俸給表に準じて改定すること。

なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表（平成18年制度改正）に準じて改定すること。

#### (2) 地域手当

調整手当を地域手当に改め、暫定的な措置として、県内の公署に勤務する職員については、県内を一つの地域として、職員の給与と民間給与との均衡を考慮し、平成18年度の支給割合は10%とすること。

なお、県外の公署に勤務する職員並びに医師及び歯科医師については、国に準じて支給すること。

### (3) 昇給制度

昇給制度を国の昇給制度に準じて改正すること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成18年4月1日から実施すること。

## 3 経過措置

- (1) 改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額  
が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、  
その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異に  
して異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあっ  
ては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達する  
までの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額  
を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職  
員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職  
員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に  
相当する額を支給すること。
- (2) (1)の差額に相当する額は、職員の給与に関する条例の規定の適用につい  
ては、当該条例に規定する給料に含まれるものとする。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に関し必要な措置を講ずること。